

奈情審第62号
令和3年10月18日

奈良市教育長 様
(審査庁担当課 教育部文化財課)

奈良市情報公開審査会
会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和2年11月26日付け奈教文第253号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第02-13号】

奈良市教育長（処分庁担当課 教育部中央図書館及び教職員課）が行った令和2年7月22日付け奈教中図第16号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答申：行文第 6 3 号

諮問：行文第 0 2 - 1 3 号

答 申

第 1 審査会の結論

奈良市教育長が、令和 2 年 7 月 2 2 日付けで行った奈教中図第 1 6 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分は、次の理由により取り消すべきである。

- 1 奈良市教育長は、本件開示請求に対する対象行政文書として奈良市立図書館の座席表を特定した上で、開示決定等すべきである。
- 2 奈良市教育長は、本件処分で不開示とした次の部分を開示すべきである。
 - (1) 令和元年度能力実証調査票のうち、「考課項目の内容」及び考課基準の「区分」の欄並びに「合計評価点」（配点に限る。）及び「所属長評価点」（配点に限る。）の項
 - (2) 令和 2 年度会計年度任用職員面接評価シート（集計用）のうち、「面接時の着眼点」及び「配点」の欄並びに基準の「区分」の欄

第 2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 2 年 5 月 2 8 日付けで、条例第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市教育長（以下「**処分庁**」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「**本件開示請求**」という。）を行った。

- (1) 奈良市立図書館の事務分担表及び座席表（2 0 2 0 年度）
- (2) 奈良市立中央図書館の出勤簿及びシフト表（2 0 2 0 年 4 月、5 月を含む一体となったものを対象とする）
- (3) 2 0 2 0 年度に新規に奈良市に採用され奈良市立図書館に配属された職員の募集・選考・採用に関する文書（新館長は除く）
- (4) 2 0 2 0 年度に奈良市立図書館に係り異動した職員の氏名、補職、異動前後の所属のわかる文書（図書館間の異動も含む）

2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書（以下「**本件対象行政文書**」という。）として特定した。

- (1) 中央図書館分

- ア 奈良市立図書館の事務分担表（令和2年5月1日現在）
- イ 令和2年度 出勤表（会計年度任用職員用（日額・時間額））
- ウ 令和2年度 出勤表（会計年度任用職員（月額））
- エ 勤務表 中央図書館（令和2年3月22日～令和2年3月31日）
- オ 勤務表 中央図書館（令和2年4月1日～令和2年4月18日）
- カ 勤務表 中央図書館（令和2年4月19日～令和2年5月16日）
- キ 勤務表 中央図書館（令和2年5月17日～令和2年6月13日）
- ク 令和2年度奈良市会計年度任用職員 中央図書館（自動車運転手）
- ケ 令和2年度奈良市会計年度任用職員 中央図書館（業務補助）

(2) 教職員課分

- ア 令和2年度（2020年度） 出勤整理簿
- イ 令和2年度 会計年度任用職員任用（月額）の任用について（中央図書館）（令和2年3月27日決裁）のうち、該当職員分
- ウ 令和2年度 会計年度任用職員任用（日額・時間額）の任用について（中央図書館）（令和2年3月27日決裁）のうち、該当職員分
- エ 任命権間協議を要する職員の人事について（議案）

3 処分庁の決定

処分庁は、2の行政文書について、次の(1)及び(2)に掲げる本件対象行政文書の部分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる理由で部分開示決定処分（以下「**本件処分**」という。）を行い、令和2年7月22日付でその旨を審査請求人に通知した。

(1) 中央図書館分

- ア 本件対象行政文書の(1)ア、イ及びウのうち職員番号の項 職員番号は単なる電子計算システム上の番号ではなく、人事管理等の必要上、当該職員に付与された固有の番号であり、当該個人の私事に関する情報と密接に関連している。加えて、正規職員については、職員の共済組合員証の番号と同じ番号で統一されており、当該個人の私事に関する情報と密接に関連している。よって、条例第7条第2号に該当する。
- イ 本件対象行政文書の(1)エからケまでのうち休暇の種別並びにエのうち年次休暇取得日数、取得日数（一部を除く）及び残日数 当該個人に関する情報であり、職務の遂行に関する情報ではないため、条例第7条第2号に該当する。
- ウ 2020年度に新規に奈良市に採用され奈良市立図書館に配属された職員の募集・選考に関する文書（新館長は除く）（西部・北部を除く。中央は移動図書館担当、児童室担当を除く） 職員の募集に関しては、公募により募集した募集要項は作成したが実施起案を作成していないため、それに対

する起案文書は保有していない。また、選考に関して、個別の面接評価シートは作成せず、面接評価シート（集計用）のみを作成し、教職員課に提出しており、控えも残していないことから保有していない。

エ 本件開示請求の(4) 会計年度任用職員の令和2年度における異動はなかったため、当該請求に係る文書は作成、取得していないことから、保有していない。

(2) 教職員課分

ア 本件対象行政文書の(2)アのうち職員番号及び休暇の種別 職員番号については上記(1)アと同様の理由で、休暇の種別については(1)イと同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。

イ 本件対象行政文書の(2)イのうち「令和2年度 会計年度任用職員 任用依頼書各課予算」の任用内定者の職員番号、号給及び月額報酬額 職員番号については上記(1)アと同様の理由で、号給及び月額報酬額については(1)イと同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。

ウ 本件対象行政文書の(2)イのうち「令和2年度 パートタイム会計年度任用職員（月額）の週平均勤務時間数算出報告書」の職員番号 上記(1)アと同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。

エ 本件対象行政文書の(2)イのうち「会計年度任用職員任用通知書」の職員の職員番号、基本報酬月額及び費用弁償の項 職員番号については上記(1)アと同様の理由で、基本報酬月額については職員個人の収入等財産の状況が明らかとなる職員個人の私的な情報であるため、費用弁償の額は任命権者と当該会計年度任用職員との間で結ぶ勤務条件などの雇用契約の内容であって、個人に関する情報であり、公にすることにより、当該個人の私生活等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

オ 本件対象行政文書の(2)イのうち「会計年度任用職員任用（更新）通知書」の職員の職員番号、現住所、電話番号、最終学校名、通勤距離及び方法、基本報酬月額及び費用弁償の項 職員番号については上記(1)アと同様の理由で、現住所、電話番号、最終学校名、通勤距離及び方法、費用弁償の額については上記(2)エと同様の理由で、基本報酬月額については上記(1)イと同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。

カ 本件対象行政文書の(2)イのうち「奈良市会計年度任用職員登録申込書兼履歴書」のうち「記入日」、「本人の氏名、ふりがな」、「申込職種」、「申込する所属」、「直近の職歴のうち、奈良市立図書館の職歴」及び「免許・資格等の取得状況のうち、司書資格（取得年月日除く）」 当該職員個人に関する情報であって、個人の経歴、社会活動に関する情報であり、公にすることに

より、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

キ 本件対象行政文書の(2)イのうち「司書資格証明書」、「単位習得証明書(司書)」及び「修了証書」の文書番号、生年月日、発行年月日、単位修得日、証明者の肩書、証明者の氏名、証明印の印影、契印の印影、本籍地、本籍、卒業年月日、卒業年月、卒業学部学科、所属、学籍番号、入学年月日、旧姓、本学における科目名、本学の単位数、注釈及び偽造防止用の文字 個人に関する情報であり、公にすることにより職員個人の私生活等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。また、同行政文書のうち取扱者の印影は、個人に関する情報であり、公にすることで特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当する。

ク 本件対象行政文書の(2)イ及びウのうち「誓約書」の職員の住所 上記(2)のキ前段と同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。

ケ 本件対象行政文書の(2)イ及びウのうち「通勤届」表面の職員番号、住所、通勤方法の別、区間、片道距離(概算)、一日の(片道)単価、乗車券等の種類、左欄の乗車券等の額、備考、総通勤距離、総所要時間、通勤手当額及び「通勤届」裏面の通勤経路の略図 職員番号については上記(1)アと同様の理由で、職員番号以外の部分については上記(2)エと同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。

コ 本件対象行政文書の(2)イのうち「会計年度任用職員(月額)通勤手当支給一覧表(令和2年度)」の職員の職員番号、通勤手当(費用弁償)の電車の額、バスの額、自動車の額、自転車及び自動二輪車の額、合計額 職員番号については上記(1)アと同様の理由で、職員番号以外の部分については上記(2)エと同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。

サ 本件対象行政文書の(2)イのうち「令和2年度(2020年度)出勤予定表」の職員番号 上記(1)アと同様の理由で条例第7条第2号に該当する。

シ 本件対象行政文書の(2)イのうち「令和元年度 能力実証調査票」の職員番号 上記(1)アと同様の理由で条例第7条第2号に該当する。

ス 本件対象行政文書の(2)イ及びウのうち「令和元年度 能力実証調査票」の考課項目の内容、合計評価点の配点、所属長評価点の配点、考課基準の区分、総合評価定の判定 評定者がどのような能力や特徴等に着眼して評価等することが具体的に明らかとなり、それらへの対策を事前に行った者が有利になるなど、対象者本来の姿をとらえ会計年度任用職員としての能力や資質などを正確に判断することが困難になるおそれがあり、選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該

当する。

- セ 本件対象行政文書の(2)イ及びウのうち「令和元年度 能力実証調査票」の評価点、コメント、合計評価点、所属長（課長補佐級含む）による総合的な所見、意見、所属長評価点、総合評価点 会計年度任用職員の選考にかかる情報であり、当該考課者及び所属長によって、開示されないことを前提に、ありのままに評価、所見を記載しており、開示することにより、考課者及び所属長が率直な評価等を控えることで、能力実証が形骸化し、正確な評価ができなくなり、選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。
- ソ 本件対象行政文書の(2)ウのうち「令和2年度 会計年度任用職員 任用依頼書 教職員課予算」の職員番号、費用弁償年間配分額の単価と総額及び「令和2年度 会計年度任用職員 任用依頼書 各課予算」の職員番号 職員番号については上記(1)アと同様の理由で、職員番号以外の部分については、上記(2)エと同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。
- タ 本件対象行政文書の(2)ウのうち「会計年度任用職員任用通知書」の職員の職員番号、費用弁償 職員番号については上記(1)アと同様の理由で、費用弁償については、上記(2)エと同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。
- チ 本件対象行政文書の(2)ウのうち「会計年度任用職員任用（更新）書」の職員の職員番号、現住所、電話番号、免許資格、最終学校名、通勤距離及び方法、費用弁償 職員番号については上記(1)アと同様の理由で、職員番号以外の部分については、上記(2)エと同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。
- ツ 本件対象行政文書の(2)ウのうち「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」の受験番号 個人に関する情報であって、選考事務上の必要性から、当該受験者に付与された固有の番号であり、個人の私事に関する情報と密接に関連しているため、条例第7条第2号に該当する。
- テ 本件対象行政文書の(2)ウのうち「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」の面接時の着眼点、配点、区分、総合点評価 会計年度任用職員の選考にかかる情報であり、公にすることにより、面接者がどのような能力や特徴等に注目して評価等することが具体的に明らかとなり、それらへの対策を事前に行った者が有利になるなど、受験者本来の姿をとらえ会計年度任用職員としての能力や資質などを正確に判断することが困難になるおそれがあり、選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

ト 本件対象行政文書の(2)ウのうち「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」の評価点、合計評価点、総合評価点、コメント 会計年度任用職員の選考にかかる情報であり、面接者によって、開示されないことを前提に、ありのままに評価、コメントを記載しており、開示することにより、面接者が率直な評価等を控えることで、面接が形骸化し、正確な評価ができなくなり、選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

ナ 本件対象行政文書の(2)ウのうち「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」の面接者氏名 会計年度任用職員の選考にかかる情報であり、公にすることにより当該面接者に対して、評価に関する質問、苦情、批判、いわれのない非難等がなされるおそれがあることから、受験者に対する適切な評価を困難にするなど、今後の選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

ニ 2020年度に新規に奈良市に採用され奈良市立図書館に配属された職員の募集・選考・採用に関する文書（新館長は除く）のうち、正規職員の募集・選考・採用に関する文書 2020年度に新規に奈良市に採用され奈良市立図書館に配属された正規職員が存在しないことから、正規職員の募集・選考・採用に関する文書は作成しておらず、保有していないため

4 審査請求

審査請求人は、本件処分のうち、次の部分に係る決定を不服として、令和2年10月21日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、奈良市教育長に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

- (1) 本件処分に座席表が開示決定に含まれていない。
- (2) 新規採用職員の募集に関する文書の理由提示に不備があり、不足の可能性はある。
- (3) 正規職員等の出勤簿が開示されていない。
- (4) 能力実証調査票、面接評価シート（集計用）に開示情報を不開示とした可能性がある。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 奈良市立図書館の座席表

ア 座席表の開示請求に対する従前の取扱い

審査請求人は、以前、市立中央図書館、市立西部図書館及び市立北部図書館の座席表の開示請求に対し、各図書館の座席表が行政文書として開示決定された。同様に、教育委員会事務局の座席表の開示請求に対し、各課の座席表が行政文書として開示決定された。よって、奈良市の情報公開において、実施機関はこれまで座席表の開示請求に対して、座席表を行政文書として開示決定してきたのは明らかである。本件も同様に開示決定されると思い、請求文書の一つとして、本件開示請求の(1)を行ったところ、実施機関は従前とは異なる処分を行った。

イ 本件開示決定

本件開示請求の(1)のとおり、図書館の座席表も含まれている。その後、開示決定までに情報提供するとして補正で除かれていないから、図書館座席表は対象文書であるのは明らかである。しかし、開示決定には図書館座席表が含まれておらず、備考欄に情報提供するとのみ記載されている。

ウ 開示請求と情報提供

開示請求の受付は、総務課内の情報公開総合窓口で行う。開示請求をしようとする者から、開示請求についての相談があったときは、開示請求をしようとする内容について、情報提供か開示請求かのいずれの方法で対応するのが最も適当か判断するものとされている。開示請求と情報提供の違いについて、開示請求は開示請求書の提出が必要なところ、情報提供は口頭でも可能であり、開示請求は行政処分であるため、不服申立てができるが、情報提供は行政処分でないため、不服申立てができない等さまざまな相違がある（奈良市情報公開事務取扱基準）。

本件開示請求書に座席表が含まれているから、座席表は対象文書に含まれるのは明らかである。よって、座席表の開示請求に対し行政処分が求められている。実施機関は、開示請求があったときは、不開示情報を除き当該文書を開示しなければならず、開示請求に対する処分は開示決定であって情報提供ではない。

エ 座席表の行政文書該当性

条例第2条第2号に行政文書の定義が定められている。既述のとおり、座席表については、これまで開示請求に対し開示決定されたことから、実施機関は座席表を行政文書と解していたことに疑いはない。この解釈は奈

良県の座席表の取扱いと同じである。しかし、処分庁は弁明書で、座席表は同号アに該当し、行政文書ではないと従前とは異なる主張をしている。同号アは、不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるものを行政文書から除外する。座席表は、販売されていないから、不特定多数の者に販売することを目的に発行されるものではないのは明らかである。また、カウンターやラックに置いて誰でも自由に取れるように、配布用として常備しているような性質のものでもない。よって、不特定多数の者に頒布することを目的として発行されるものとはいえない。

実施機関は、同号アについて、一般に容易に入手、利用が可能なものは、開示請求制度の対象とする必要がないことから条例の対象となる行政文書の範囲から除外されていると主張するが、「一般に容易に入手、利用が可能なもの」、「不特定多数の者に販売することを目的に発行されるもの」、「不特定多数の者に頒布することを目的として発行されるもの」に限定して行政文書から除くこととしたものである。よって、文言どおりに解釈すべきである。

これまで開示請求に対して開示決定してきたことから、弁明書で述べる如く中央図書館をはじめ奈良市役所で座席表を市民に配布してきたという事実はない。2020年12月1日中央図書館長に、人の入れ替わりごとに座席表を作成しているか訊ねたところ、年度当初に作成するのみで、その後は変更や追加があっても作成しない旨を回答した。そすると、求めに応じて配布できるように発行している事実はなく、一般に容易に入手、利用が可能ともいえない。よって、座席表を一律に行政文書の範囲から除くのは妥当でない。

以上から、従来の実施機関の認識どおり、座席表は、行政文書に該当する。座席表が発行され、市立図書館のチラシラックやカウンターに座席表が置かれていて誰でも自由に利用できるなど、座席表の行政文書該当性を変更する特別な事情は認められない。

オ 座席表の特定

何人も条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。実施機関は、開示請求があったときは、不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該文書の開示をしなければならない。また、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨などを書面により通知しなければならない。

開示請求時点で、情報提供ではなく開示請求として開示請求書が受け付

けられ、その後情報提供するとして補正で除かれていないから、すべての対象文書が開示対象文書である。そして、開示請求に対しては、対象文書を特定し開示決定しなければならず、開示決定は行政処分であるから、拒否する処分に対しては書面により理由を示さなければならない。

本件開示請求書には、図書館座席表が開示請求対象文書として含まれているにもかかわらず、開示決定には、当該文書が含まれていない。ゆえに、処分である開示決定において、当該文書が含まれていないので、条例第7条本文、第11条第1項に違反する。

ゆえに、本件処分は、対象文書である座席表を特定しておらず、不開示理由も提示していないから、文書の特定に誤りがあり、かつ、理由提示に不備がある。

仮に、座席表が行政文書でないと主張するなら、本件開示請求に対し座席表を対象文書として特定した上で、行政文書でないと理由で不開示となるはずである。そのうえで情報提供するかは別論である。よって、情報提供は処分ではないから、座席表を情報提供するとして開示決定から除外したのは、座席表の開示請求に対して処分を行っていないことになり妥当でない。

(2) 理由提示の不備について

2020年度に新規に奈良市に採用された市立図書館に配属された職員の募集・選考に関する文書（新館長は除く）（西部・北部を除く。中央は移動図書館担当、児童室担当を除く）については、開示できない部分とされている。

しかし、本件処分で特定された中央図書館分の本件対象行政文書(1)のク及びケは共に、2020年度に新規に奈良市に採用された奈良市立図書館に配属された職員の募集に関する文書に当たる。

また、教職員課分の「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」が開示されている。これは、2020年度に新規に採用された奈良市立図書館に配属された職員の選考に関する文書に当たる。（中央図書館から）教職員課に提出しており、控えも残していないことから保有していないことを不開示理由としているが、開示請求先は奈良市教育委員会であり、教育委員会に当たる文書すべてが対象となるから、中央図書館で保有していないとしても教職員課から開示したことにより、不開示部分ではないことになる。

以上から、本件処分に係る決定通知書の理由提示では不開示とされている文書が、実際は開示されており開示決定と整合していない。ゆえに、理由提示に不備があるというべきである。

(3) 奈良市立中央図書館の出勤簿

本件開示請求の一つは、奈良市立中央図書館の出勤簿で、出勤簿とは、非正規職員なら出勤の際に押印したものであり、正規職員や再任用職員であれば民間のタイムカードや奈良県の出勤簿の如く、出退勤時刻や時間外労働時間が記録されているものを指すのが通常人の理解である。なぜなら、奈良市の正規職員等は出退勤の際にカードを通すことで、出退勤時刻を記録しているからである。本件処分で特定された中央図書館分の本件対象行政文書(1)のイ及びウで、会計年度任用職員の出勤簿が開示されているところ、正規職員等については教職員課分として、令和2年度(2020年度)出勤整理簿が開示されている。このうち出勤整理簿は、休日が記録されているだけで出勤している日や土曜日、日曜日の欄は空白となっている。これでは、出勤状況や残業の有無などが判明せず、請求の趣旨に沿う出勤簿とは言い難い。

実施機関に訊ねると、出退勤時刻や時間外労働時間が記録されている電磁的記録があり、勤務状況はそれで管理しているとのことである。そうすると、その電磁的記録こそが対象文書である。

ゆえに、対象文書である出退勤時刻等を記録した電磁的記録ではなく、代わりに出勤整理簿を特定するのは適切ではなく、正規職員等の出勤簿は開示されていないというべきである。仮に開示できない理由があれば、その理由を提示すべきである。よって、対象文書である正規職員等の出勤簿については、開示していないか又は理由提示に不備があるといえる。

なお、念のため人事課に出勤簿に相当する電磁的記録について訊ねると、システム上印字はできず、不開示情報を容易に取り除けないので、開示請求に対応できないとのことであった。それで、出勤簿の電磁的記録を加工し、不開示部分を除いた部分の情報提供を求めたが、出退勤時刻や時間外労働時間は情報提供できないと回答した。情報提供は不服申立てができず、奈良市正規職員等の出勤状況はブラックボックスとなっている。

(4) 令和元年度 能力実証調査票の不開示について

ア 能力実証調査票の考課項目の内容

能力実証調査票が、能力を実証されたことにより公募によることなく、在籍の嘱託職員及び臨時職員が会計年度任用職員に移行するための手段であるなら、1回限りであるので、会計年度任用職員に移行した現在において、能力実証調査票を公にすることにより、事務事業に支障を生ずるおそれは認められない。仮に定期的に行われる、いわゆる人事評価であるならば、人事評価の結果を評価者が被評価者にフィードバックすることにより、人材育成に繋げるのが通常の取扱いであり、奈良市でも同様である。

考課項目の内容が考課項目を具体的に記したものであり、不動文字であ

るなら、人事評価を受けた被評価者は考課項目の内容を皆承知しており、対策を事前に行った者が有利になるなど、対象者本来の姿をとらえ会計年度任用職員としての能力や資質などを正確に判断することが困難になるおそれはない。

また、能力実証調査票が、次年度に引き続き任用する際の人事評価資料であれば、一般職や再任用職員の能力考課シートに相当する。開示されている令和元年度能力考課シートの考課項目は、10項目あるところ、能力実証調査票の考課項目は、6項目である。このうち、3項目は両方にあり、その内容は重なる可能性が高いところ、「令和元年度能力考課シート」の考課項目の内容と着眼点は開示されている。よって、奈良市において「令和元年度能力考課シート」の考課項目を開示しても事務事業に支障を及ぼすおそれがないと認めていることは明らかである。

他の地方公共団体では、日々雇用職員を会計年度任用職員に移行するための実証評価の、評価項目、主な着眼点等は開示されている。つまり、評定者がどのような能力や特徴に着目して評価等を行うことが具体的に明らかになったとしても、その対策をするか否かは本人の考えや努力による。よって、対象者本来の姿をとらえることができるか否かは面接者の力量に依存するところが大きい。そのために面接者を複数にして客観性を担保している。

そうすると、考課項目の内容を公にすることにより、評定者がどのような能力や特徴に着目して評価等を行うことが具体的に明らかになり、それへの対策を事前に行ったものが有利になる等、対象者本来の姿をとらえ会計年度任用職員としての能力や資質などを正確に判断することが困難になるおそれは立証されておらず、抽象的なおそれ過ぎないというべきである。よって、条例第7条第6号に該当しない。

イ 能力実証調査票の考課基準の区分

区分は、5、4、3、2、1あるいは、A、B、C、D、Eのようにあくまで数値化又は記号化し一目でわかるようにしたもので、被面接者の評点ではなく、開示している行動頻度と同義である。実際、令和元年度能力考課シート（一般職・再任用職員用）では、同様の内容である着眼点の考課基準の区分は開示されている。一人に開示したということは誰にでも開示できることを意味する。開示決定等の判断において、能力考課シートの着眼点の考課基準の区分と「会計年度任用職員面接評価シート」の基準の区分に差異を付けなければならない特別な理由を見つけることは難しい。

実施機関は、「何段階評価により選考対象者を評価しているのかが公にされることにより、選考対象者が評価される能力や資質等についてあらかじめ対策する」と弁明するが、区分の表から5段階なのは明らかで、そのことにより評価される能力や資質等についてあらかじめ対策することが可能である根拠を示していない。

よって、基準の区分を開示しても選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼす具体的なおそれは認められず、基準の区分は条例第7条第6号に該当しない。

ウ 合計評価点の配点、所属長評価点の配点

上記イのとおり、合計評価点の配点、所属長評価点の配点は、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(5) 令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）

ア 基準の区分

区分は、5、4、3、2、1あるいは、A、B、C、D、Eのような数値又は記号と推定され、仮に5～1までの五段階とすると、8項目であるから合計評価点の満点が40点で、面接者の心証を仮に10点とすると総合評価点の満点が50点となる。なお、面接者の心証は、「10～9点：ぜひ採用したい」とあることから10点満点と考えられる。

平成31年度奈良市職員採用試験案内（平成32年4月採用）には、試験項目ごとの配点が公開されている。正規職員と会計年度任用職員の採用において、配点の意味合いが異なるとの根拠もない。

また、基準の区分から（評価1）の各項目の配点は同一と考えられ、（評価1）の合計評価点と（評価2）面接官の心証の配点の割合が、4：1であることや総合評価点の配点がわかっても、それによってどのような対策を立てることができるのか定かではない。

ゆえに、基準の区分を開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは抽象的なものに過ぎず、条例第7条第6号に該当しない。

イ 面接者の氏名

本件の会計年度任用職員は、中央図書館の所属であり、不開示理由に中央図書館で作成した面接シート（集計用）を教職員課に提出したと記載されていることから、募集・選考は中央図書館で行ったと考えられる。そうすると、面接者は館長、主査の管理職と推認される。実際、ある者の令和2年度会計年度任用職員用職員面接評価シート（集計用）の面接者1は館長、面

接者2は主査と開示されている（これは開示決定と開示文書に齟齬があり、理由提示に不備があるといえる）。職員の観点からすれば、新規採用職員の面接を行うのは業務遂行に係る情報であり、行政が市民に対して説明責任を果たすという観点からすれば、誰が面接を行っているかは適正手続で採用が行われているかに係る重要な情報である。

実施機関は、公にすることにより当該面接者に対して、評価に関する質問、苦情、批判、いわれのない非難等がなされるおそれがあるとする立証はなく、同様の条文を持つ奈良県の県立図書館の会計年度任用職員の面接において、採用の際の面接者は開示であり、そのことにより採用面接に支障が生じていないことを考慮すると、それらは単なる抽象的なおそれといわざるをえない。

よって、面接者に対して、評価に関する質問、苦情、批判、いわれのない非難等がなされる抽象的なおそれを根拠とする、今後の選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれもまた、法的保護に値する程度の蓋然性は認められない。

ウ 面接の着眼点

私たちは、どのような能力や資質を持つ職員を採用しているのか知る権利があり、それを開示することによる事務事業の支障のおそれと比較衡量となるところ、同様の条文を持つ奈良県の採用面接においては、面接時の着眼点は開示されており、そのことにより採用面接で支障を生じていないから、条例第7条第6号に該当しないと判断している。

そうすると、実施機関の主張する公にすることにより、着眼点への対策を行った者が有利になるなど選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれは抽象的なものといえ、それを覆す特別な事情は立証されていない。

エ 配点

上記アのとおり、(評価1)の各項目の配点、合計評価点の配点、面接官の心証の配点、総合評価点の配点は、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(6) 弁明書について

教育委員会には上級行政庁がないので、処分庁である教育委員会が審査庁となる。条例第18条より開示決定等に係る不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定を適用せず、審理員制度を除外している。ゆえに、審査庁が処分庁である場合は、審査庁が弁明書を作成し、審査請求人等に送付することになり、審査庁と処分庁が同一であるから当然、審査庁から処分庁に対する手続は、原則として不要になる。(行政不服審査法 審査請求事

務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）

よって、処分庁かつ審査庁である教育委員会の中で弁明書のやりとりをするのではなく、審査庁が弁明書を作成し、審理をする情報公開審査会へ提出することになる。審査会は審査庁の諮問に対し答申をする立場であるから、審査会へ提出する弁明書においては、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求めるのではなく、実施機関の決定は妥当との答申を求めるものである。処分庁と審査庁で弁明書のやりとりをするのは、処分庁と審査庁が異なる場合の手続である。

(7) まとめ

ア 座席表は行政文書であり、対象文書でありながら、処分である開示決定に含めないのは妥当でない。

イ 2020年度に新規に奈良市に採用された市立図書館に配属された職員の募集・選考に関する文書（新館長は除く）（西部・北部を除く。中央は移動図書館担当、児童室担当を除く）については、不開示とされているが、本件で開示されていて、開示決定と開示文書に齟齬があり、理由提示に不備がある。

ウ 奈良市立図書館の正規職員及び再任用職員の出勤簿に相当する電磁的記録は開示されておらず、そのことについて理由提示がされていない。代わりに開示された出勤整理簿は、開示請求の趣旨と異なる文書で代替とはならない。

エ 令和元年度 能力実証調査票の考課項目の内容及び考課基準の区分、合計評価点の配点、所属長評価点の配点と令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）の基準の区分、面接者の氏名、面接時の着眼点及び配点は、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号の不開示情報に該当しない。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、不開示理由はおおむね次のとおりである。

- 1 第2 審査請求の経緯2(1)アからウまでの行政文書のうち、職員番号は、人事管理等の必要上、当該職員に付与された固有の番号であり、当該個人の私事に関する情報と密接に関連している。公にすることにより、特定の個人を識別できるため不開示とした。
- 2 第2 審査請求の経緯2(1)イからキまでの行政文書のうち、休暇の種別、年次休暇取得日数、取得日数（一部を除く）及び残日数は、当該職員個人に関する

情報であり、職務の遂行に関する情報ではないため不開示とした。

- 3 2020年度に新規に奈良市に採用され市立図書館に配属された職員の募集に関する文書は、公募により募集した募集要項は作成したが実施起案を作成していないため、それに対する起案文書は保有していない。また、選考に関して、個別の面接評価シートは作成せず、面接評価シート（集計用）のみを作成し、教職員課に提出しており、控えも残していないことから保有していないため不開示とした。
- 4 2020年度に奈良市立図書館に係り異動した職員の氏名、補職、異動前後の所属のわかる文書（図書館間の異動も含む）に関しては、会計年度任用職員の令和2年度における異動はなかったため、文書は作成、取得していないことから保有していないため不開示とした。
- 5 中央・西部・北部の各図書館の事務室は、一般の閲覧室の奥に配置され、事務室内部については、市役所の事務室の形状とは異なり、一般の市民から直接的に目視できないような構造になっており、入室に関しては、館長の許可がなければ、一般の方の事務室等への入室はできないようになっている。そこで作成している座席表は、事務管理上、館内事務室の職員の座席の配置を図示したもので、市役所の本庁舎の各課等の市民から見える位置に表示されているような「各課立入制限区域表」のような座席表のようなものではない。また、一般の閲覧室から内部を直接見ることができなく、閲覧室からは扉で遮蔽されているため、事務室内部の座席表を見たい、又は、それをほしいという依頼があれば、すぐに見せることができるものであり、条例第2条第2号アに該当する。同号アは、官報、広報、白書、新聞、雑誌、書籍等のように、不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されているもの、一般に入手、利用が可能なものは、開示請求制度の対象とする必要がないことから条例の対象となる行政文書の範囲から除外されていると解される。図書館が作成・保持している座席表は、請求者の求めに応じ、容易にその内容を知りえるものである。
- 6 正規職員等の出勤簿が開示されていないという指摘について、正規職員及び再任用職員の休暇等の個人毎の勤務状況が管理されている帳票として、「奈良市教育委員会職員出勤整理簿等取扱規程」で様式が定められている出勤整理簿が存在することから当該文書（第2 審査請求の経緯2(2)ア）を開示しており、開示されていないという指摘はあたらない。
- 7 「令和元年度 能力実証調査票」及び「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」に開示情報を不開示とした可能性があるという指摘について、開示することができない部分及び開示をすることができない理由はそれぞれ第2 審査請求の経緯3(2)シからセまで及びツからナまでのとおりであり、

職員番号・受験番号については情報公開条例第7条第2号、その他の項目については条例第7条第6号が適用されるため不開示が適当であると考える。

- 8 以上のことから、本件処分には違法又は不当な点は何ら存在しないものであり、本件審査請求に理由がなく、本件審査請求を棄却するよう求める。

第5 審査会の判断

- 1 審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、審査請求人は本件処分での部分の開示決定等及び開示を求めており、それ以外の不開示部分の開示は求めていないと認められる。

(1) 奈良市立図書館の座席表は、本件開示請求の対象行政文書であり、本件処分での開示決定に含めないのは妥当でない。

(2) 2020年度に新規に奈良市に採用された市立図書館に配属された職員の募集・選考に関する文書（新館長は除く）（西部・北部を除く。中央は移動図書館担当、児童室担当を除く）については、本件処分での不開示とされているが、本件処分では対象行政文書が開示されていて、開示決定と開示文書に齟齬があり、理由提示に不備がある。

(3) 奈良市立図書館の正規職員及び再任用職員の出勤簿に相当する電磁的記録は開示されておらず、そのことについて理由提示がされていない。代わりに開示された出勤整理簿は、開示請求の趣旨と異なる文書で代替とはならない。

(4) 「令和元年度 能力実証調査票」の考課項目の内容及び考課基準の区分、合計評価点の配点、所属長評価点の配点と「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」の基準の区分、面接者の氏名、面接時の着眼点及び配点は、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号の不開示情報に該当しない。

したがって、当審査会は、審査請求人が開示を求めた本件不開示部分に限定して審査した結果、次のとおり判断した。

- 2 奈良市立図書館の座席表について

条例第2条第2号は、条例の対象となる行政文書の範囲を定めたものであり、同号ただし書アにおいて、「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの」を行政文書から除外する旨を規定している。これらは一般に容易に入手でき、その内容を容易に知ることができるものであり、開示請求制度の対象とする必要がないことから、条例の対象となる行政文書から除外したものと解される。

そこで、当審査会が処分庁から奈良市立図書館の座席表（以下「本件座席表」という。）について見分したところ、処分庁の弁明によると、本件座席表は、「事

務管理上、館内事務室の職員の座席の配置を図示したもので、市役所の本庁舎の各課等の市民から見える位置に表示されているような「各課立入制限区域表」のような座席表のようなものではなく、「座席表を見たい、又は、それをほしいという依頼があれば、すぐに見せることができるもの」である。このことから、本件座席表は、不特定多数の者に、広く周知及び頒布することを目的として作成されたものではないと認められる。

したがって、本件座席表は、来館者その他不特定多数の者など一般に容易に入手でき、その内容を容易に知り得るものとは言えないから、条例第2条第2号アに該当しない。

また、本件処分に係る決定通知書の備考の項に「奈良市立図書館座席表（令和2年度）については情報提供します。」と記載され、本件開示請求の対象となる行政文書の件名には、本件座席表の記載はなかった。

たしかに、処分庁は、審査請求人に本件処分に係る決定通知書により本件開示請求に対する開示の実施において、本件座席表を情報提供していることから、本件処分がなされたことをもって審査請求人が本件座席表の開示を受けられなかったという実害があったとは言えない。

しかしながら、実害がないとはいえ、本件座席表は、本件開示請求の対象となると認められ、処分庁はこれを保有しているので、これを対象行政文書として特定するとともに、改めて開示決定すべきである。

3 2020年度に新規に奈良市に採用された市立図書館に配属された職員の募集・選考に関する文書（新館長は除く）（西部・北部を除く。中央は移動図書館担当、児童室担当を除く）について

本件開示請求のうち、2020年度に新規に奈良市に採用された市立図書館に配属された職員の募集・選考に関する文書（新館長は除く）（西部・北部を除く。中央は移動図書館担当、児童室担当を除く）については、本件処分に係る決定通知書で特定された行政文書を見ると、教育部中央図書館の行政文書として「令和2年度奈良市会計年度任用職員 中央図書館（自動車運転手）」及び「令和2年度奈良市会計年度任用職員 中央図書館（業務補助）」が特定されている。当審査会がこれらの行政文書を見分したところ、当該開示請求に対する対象行政文書であると認められた。

しかしながら、これらの対象行政文書は全部開示されていることから、本件処分に係る決定通知書で本来記載する必要がない不開示部分に係る記載があっても、本件処分に影響するものではない。

4 奈良市立図書館の出勤簿について

(1) 本件対象行政文書について

本件開示請求のうち「奈良市立中央図書館の出勤簿」に対して、処分庁は、「令和2年度（2020年度）出勤整理簿」（以下「本件出勤整理簿」という。）を対象行政文書として特定した。本件出勤整理簿について、処分庁は、正規職員及び再任用職員の休暇等の個人毎の勤務状況が管理されている帳票として、「奈良市教育委員会職員出勤整理簿等取扱規程」で様式が定められていると説明した。

これに対して審査請求人は、「出勤簿とは、非正規職員なら出勤の際に押印したものであり、正規職員や再任用職員であれば民間のタイムカードや奈良県の出勤簿の如く、出退勤時刻や時間外労働時間が記録されているものを指すのが通常人の理解であり、対象行政文書の特定に誤りがあると主張しており、本件出勤整理簿の特定の妥当性について検討する。

(2) 本件対象公文書の特定の妥当性について

ア 本件出勤整理簿について

当該実施機関の任命に係る職員（以下「教育委員会職員」という。）の出退勤や勤務時間などの勤務状況の管理については、タイムカードの類による管理は行っておらず、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）による時間外勤務や年次休暇、病気休暇、特別休暇等の休暇などの申請及び承認は、奈良市服務規程（昭和40年奈良市訓令甲第8号）第12条に規定する庶務事務システムで行っており、個々の職員の出退勤時刻を記録した文書はない。

当審査会が本件出勤整理簿を見分したところ、職員一人につき、当該年度の4月から3月までの各月ごとに出勤状況が記録されている。その内容は、奈良市教育委員会職員出勤整理簿等取扱規程で読み替えられた奈良市職員出勤整理簿等取扱規程第4条第1項で規定しているとおり、庶務事務システムで提出を受けた休暇願、届その他の文書であり、出勤した日の出勤したとき、及び退庁するときの時刻の記載はない。

イ 本件出勤整理簿の対象行政文書の特定について

奈良市では、教育委員会職員を含む一般職員の勤務状況の管理については、審査請求人が求める出勤簿を狭義に解釈すれば文書不存在であると言えなくもない。しかし、審査請求人が開示を希望する文書は、奈良市立中央図書館の職員の出勤状況を確認できる文書であるとの趣旨と判断し、広義に解釈し、出勤簿に相当する文書として本件出勤整理簿を開示したものと考えられる。したがって、奈良市の一般職員の勤務状況に関しては庶務事務システム内で管理されていること、また庶務事務システムから出力される文書はほかにないことから、本件出勤整理簿は勤務状況に主眼を置いた

ものであるため、本件出勤整理簿に記録された内容が審査請求人の開示を
求める趣旨に最も近いものと考えられる。よって、本件出勤整理簿をもっ
て、開示を求める行政文書として特定したことは適正であると判断する。

5 「令和元年度 能力実証調査票」及び「令和2年度 会計年度任用職員面接
評価シート（集計用）」について

(1) 審査請求人は、次の部分の開示を求めており、それ以外の不開示部分は開
示を求めていないと認められる。

ア 「令和元年度 能力実証調査票」のうち、考課項目の内容、考課基準のう
ち「区分」、合計評価点（配点に限る。）及び所属長評価点（配点に限る。）

イ 「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」うち、面接
の着眼点、配点（点）、基準のうち「区分」及び面接者1、面接者2

したがって、当審査会は、審査請求人が開示を求めた本件不開示部分に限
定して審査した結果、次のとおり判断した。

(2) 条例第7条第6号は、市の機関又は国等の機関（以下「市の機関等」とい
う。）が行う事務又は事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正か
つ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めた
ものと解され、市の機関等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争
訟その他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務
事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成で
きなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼ
すおそれがあるものが掲げられている。

また、同号エは、「県の機関、国の機関、独立行政法人等又は他の地方公共
団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、
人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ
れがあるもの」を非開示情報として規定している。

なお、同号の「支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な
裁量権限が与えられているわけではなく、当該事務又は事業の目的、その目
的達成のための手法、性質などに照らし客観的に判断することが必要である
とともに、公益的な開示の必要性についても考慮し、それでもなお、公にする
ことで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言えるこ
とが求められる。さらに、「支障」の程度についても、名目的なものでは足り
ず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性で
はなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(3) 本件不開示部分について

ア 本件不開示部分は、奈良市立中央図書館の一般事務に従事する会計年度

任用職員を採用するに当たって実施した面接における選考基準、配点、概要及び基本的な考え方に係る情報が記載されている。当該採用面接により受験者を多面的に評価し、採用すべき者を総合的に選考するものであるため、選考過程において裁量的な要素があることは認められる。しかし、それが適正に行われなければならないことはいうまでもない。そのため、市民に対して職務上の責任を負っている実施機関としては、会計年度任用職員の採用選考に当たっての選考基準に関して説明する責務があるといえる。

イ 本件不開示部分が記録された行政文書について、中央図書館が同館の一般事務に従事する会計年度任用職員を採用選考のために行った面接において、受験者の評価について教職員課が当該受験者の任用手続を行うため作成したのが「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」である。

また、すでに中央図書館の一般事務に任用している会計年度任用職員の任用を更新する場合の任用手続を行うために教職員課が作成したのが「令和元年度 能力実証調査票」である。

(4) 「令和元年度 能力実証調査票」の不開示部分の不開示妥当性について

ア 考課項目の内容

考課項目は、会計年度任用職員として必要な選考項目について面接者が評価を行うに当たっての基本的な行動内容が列挙されているものと確認された。これらは、いずれも考課の内容及び評価の観点としては、評価の基本的な着眼点を示しているに過ぎず、これを公にしても、選考に有利不利を生じさせるなど、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

イ 考課基準のうち「区分」

当審査会が区分を見分したところ、能力考課の各項目の基準として示された5項目の考課基準について、評価者がどの考課基準に該当するかを判断する区分であり、当該部分の記載からこの区分が評価点となると解される。区分は、考課基準である行動頻度を単に1から5までの5段階で表現されているに過ぎず、その記載状況から相当程度想定し得るものである。よって、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

ウ 合計評価点（配点に限る。）及び所属長評価点（配点に限る。）

合計評価点（配点に限る。）及び所属長評価点（配点に限る。）は、公にしても、選考全体を通じて実施機関が各選考項目において配点をいくらにするかの方針が判明するにとどまるものであり、受験対策による有利不利を

生じさせるなど、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

(5) 「令和2年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」の不開示部分の不開示妥当性について

ア 面接時の着眼点

面接時の着眼点は、会計年度任用職員として必要な選考項目について面接者が評価を行うに当たっての基本的な行動内容が列挙されているものと確認された。これらは、いずれも面接試験の内容及び評価の観点としては、評価の基本的な着眼点を示しているに過ぎず、受験者であれば一般的に想定し得る情報であると認められ、これを公にしても、受験対策による有利不利を生じさせるなど、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

イ 配点

配点は、公にしても、選考全体を通じて実施機関が各選考項目において配点をいくりにするかの方針が判明するにとどまるものであり、受験対策による有利不利を生じさせるなど、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

ウ 基準のうち「区分」

当審査会が区分を見分したところ、選考の各項目の基準として示された5項目の行動頻度について、評価者がどの行動頻度に該当するかを判断する区分であり、当該部分の記載からこの区分が評価点となると解される。区分は、基準である行動頻度を単に1から5までの5段階で表現されているに過ぎず、その記載状況から相当程度想定し得るものである。よって、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

エ 面接者の氏名

面接者については、面接者の外見から受験者が面接者を特定する可能性は否定できないため、当該情報を公にした場合、面接試験の結果に納得しない受験者から当該面接者に対して、評価に関する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがある。このことから、面接者がありのままの率直な評価等を控えたり、一般的な評価にとどめたりするなど、受験者に対する適切な評価が困難になり、今後の会計年度任用職員の採用に係る事務の公正又は円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第7条第6号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

6 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年11月26日	審査庁から諮問を受けた。
令和3年 5月24日	令和3年度第2回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 処分庁から口頭による説明を受けた。 3 事案の審議を行った。
令和3年 6月18日	令和3年度第3回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 7月16日	令和3年度第4回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 8月25日	令和3年度第6回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和3年10月18日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石黒 良彦	弁護士	
上田 健介	近畿大学法学部教授	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	